国民健康保険・後期高齢者医療制度

令和８年８月～

高額療養費制度が見直しされます

― 月額上限額の引き上げと年間上限額の新設 ―

高額療養費制度について、国の制度改正に伴い、令和８年８月から所得に応じた自己負担限度額などが見直しされますので、お知らせします。

高額療養費制度とは？

与謝野町国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している世帯で、医療費の自己負担額が高額になった場合は、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度です。また、一つの医療機関などの窓口での支払いが、自己負担限度額までとなります。

※ 高額療養費の支給を受ける場合は、初回のみ申請が必要です
※ 医療機関などの窓口での支払いのときに自己負担限度額を適用する場合は、事前に手続きが必要となる場合があります

高額療養費制度の上限額の変更

～ 公的医療保険制度の持続可能性の確保 ～

【変更】月額上限額の引き上げ

月単位の自己負担については、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただく額が変更となります。【例】70 歳未満で所得が 210 万円以下の方は、現行の月額上限額は５万 7,600 円ですが、８月からは６万 1,500 円に引き上げとなります。なお、高額療養費の上限額の変更は、令和８年度と９年度の２段階に分けて実施されます。

【新設】年間上限額の導入

新たに、すべての区分において、年間上限額（８月～令和９年７月までの１年間）が設けられます。月ごとの医療費の自己負担額が上限額に届かなくても、1 年間の累計額が年間上限額に達した場合は、申請に基づき上限額を超えた分が支給される制度です。

【維持】多数回該当

直近 12 ヵ月間で限度額を超えた支給が４回以上ある場合は、４回目以降の上限額が下がる仕組みは現行のまま維持されます。

※ 令和９年度以降の見直しは、厚生労働省ホームページをご覧いただくか、保健課までお問い合わせください

厚生労働省ホームページ

自身の適用区分の確認方法

ご自身がどの適用区分に該当するかは、マイナポータル、限度額適用認定証または後期高齢者医療資格確認書（任意記載事項あり）などでご確認いただけます。

【70 歳未満の方】自己負担の限度額

>>> 令和８年８月から適用

	所得区分（世帯単位）	３回目まで	４回目以降（※１）	年間上限（※２）
ア	所得 901 万円超	月 27 万 300 円 ＋（医療費－ 90 万 1,000 円）× 1％	14 万 100 円	168 万円
イ	所得 600 万円超 901 万円以下	月 17 万 9,100 円 ＋（医療費－ 59 万 7,000 円）× 1％	9 万 3,000 円	111 万円
ウ	所得 210 万円超 600 万円以下	月 8 万 5,800 円 ＋（医療費－ 28 万 6,000 円）× 1％	4 万 4,400 円	53 万円
エ	所得 210 万円以下（住民税非課税世帯を除く）	月 6 万 1,500 円	4 万 4,400 円	53 万円（※５）
オ	住民税非課税世帯	月 3 万 6,900 円	2 万 4,600 円	29 万円

【70 歳以上の方】自己負担の限度額

>>> 令和８年８月から適用

所得区分（世帯単位）	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	年間上限（※２）
現役並み所得者 Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	月 27 万 300 円 ＋（医療費－ 90 万 1,000 円）× 1％（14 万 100 円 ※1）		168 万円
現役並み所得者 Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	月 17 万 9,100 円 ＋（医療費－ 59 万 7,000 円）× 1％（９万 3,000 円 ※1）		111 万円
現役並み所得者 Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	月 8 万 5,800 円 ＋（医療費－ 28 万 6,000 円）× 1％（４万 4,400 円 ※1）		53 万円
一般（課税所得 145 万円未満）	月 2 万 2,000 円（外来年間上限 21 万 6,000 円）	月 6 万 1,500 円（４万 4,400 円 ※1）	53 万円（※6）
低所得者 Ⅱ（※3）	月 1 万 1,000 円（外来年間上限９万 6,000 円）	月 2 万 5,700 円（２万 4,600 円 ※1）	29 万円
低所得者 Ⅰ（※4）	月 8,000 円	月 1 万 5,700 円	18 万円

※１ 同一世帯で直近 12 ヵ月以内に限度額を超えた支給が４回以上あった場合、４回目以降の限度額
※２ 年間上限は、各年８月～翌年７月の１年間で計算します
※３ **【国民健康保険】**世帯主と国保加入者全員が住民税非課税となる世帯
　　【後期高齢者医療制度】世帯員全員が住民税非課税となる方
※４ **【国民健康保険】**低所得 II の世帯で、所得が０円となる世帯
　　【後期高齢者医療制度】低所得者 II の方で、世帯員全員の各所得が０円または老齢福祉年金を受給している方
※５ 所得が 86 万円未満に該当する場合、年間上限 41 万円を適用し、令和９年８月以降に償還払いとします
※６ 課税所得が 28 万円未満に該当する場合、年間上限 41 万円を適用し、令和９年８月以降に償還払いとします

問　保健課 ☎ 43-9022